

協働でまちづくり 市民が主役の北広島
公益活動団体と行政の協働指針策定に向けての提言

平成19年12月
北広島市協働推進懇話会

目 次

■はじめに	1
I 公益活動団体と行政の協働の基本的な考え方	
1 協働とは・公益活動団体とは	2
2 なぜ協働か	3
3 協働の領域	4
4 協働の効果と課題	5
II 成果のあがる協働を実現するルール	
1 協働の基本原則	6
2 協働を成功させる条件	7
III 協働を行う公益活動団体の責務	8
IV 協働を促進するための方策	
1 協働型社会を目指して	9
2 公益活動の活性化を目指して	9
3 協働型行政を目指して	10
資料編	
資料1 北広島市の協働事例	14
資料2 懇話会設置要綱	17
資料3 懇話会委員構成	18
資料4 懇話会活動状況	19

■ はじめに ■

公共サービスに対する市民ニーズ（要望）の多様化、市民活動の隆盛、地方自治体の財政難などの理由から「協働」が求められる時代になってきました。協働は、行政と企業、行政と公益活動団体、企業と公益活動団体の間での協働も考えられますが、この提言書では、市民が地域づくりの担い手として活躍する機会を増やすという視点から、市民が主体になった公益活動団体と行政の間における協働を対象にした基本ルールを提言します。

北広島市では、地方自治をより有効かつ能率的に行い、市民がより豊かに暮らしていける社会を創るため、公益活動団体と行政が協働を推進します。市民は、本来地域づくりと地域自治を行う権利、義務、責任を持っています。協働は、そうした市民の権利を集団で行使し、義務と責任を果たす一つの方法です。そして市民が主体になった公益活動団体と行政の協働によって新しい公共の創造を目指します。

これまでも地方自治においては市民の「参加」が促されてきましたが、それは行政が主体であり、市民はその対象（又は受身の存在）として捉えられてきました。協働は、市民も行政の対等なパートナーとして主体になり、行政と共に地域社会を担っていくことです。そのため市民も行政も協働するにあたっては意識を変える必要があります。

この提言書では、公益活動団体と行政が行う協働の基本ルールを示しています。基本ルールですから細部に関しては別途定める必要があります。

また、必要があればこの基本ルールを見直すことも想定しています。

平成19年12月

北広島市協働推進懇話会

I 公益活動団体と行政の協働の基本的な考え方

公益活動団体と行政が協働するにあたっては、双方が協働する目的を共有し、自立した対等な関係をつくると共に、相手の自主性を尊重し相互理解に努め、そのための情報共有の重要性を理解する必要があります。

1 協働とは・公益活動団体とは

協働とは

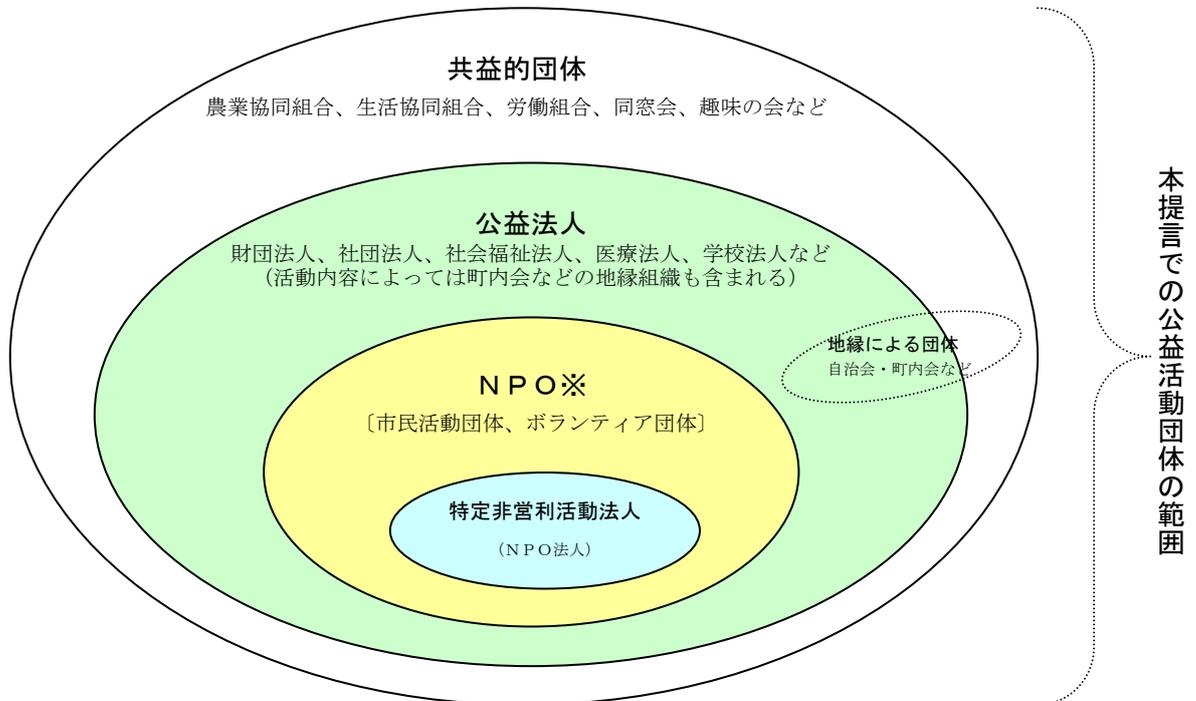
公益活動団体と行政が共通する公益的課題の解決や社会的目的の実現のために協力・協調を図ることです。

公益活動団体とは

営利を目的とする団体ではなく市民が主体になった以下のような自立的な民間の団体です。

- ・ 公共を担う使命を持ち、公益を実現する組織体制を持っている。
- ・ 責任体制がはっきりとし、団体としての規約や制度が整っている。
- ・ 協働に対して義務と責任を果たし、活動や実績を市民に知らせることができる。

北広島市の公益活動団体の概念図



※NPOとは民間非営利団体（組織）の略で、公益に関わる課題を解決する目的で活動する民間団体です。NPOの中で特定非営利活動法人という法人格を取得した団体を特にNPO法人と呼びます。非営利という名称がつかますが、活動を通じて収入を得ることも可能です。

2 なぜ協働か

地域社会の環境の変化に伴い、行政が主体になって公益を担ってきた北広島市から、公益活動団体と行政が公益を協働で担う北広島市へ変えていく必要があります。

市民ニーズへの対応

少子・高齢化、環境問題、雇用、地域振興など、複雑・多様化する市民ニーズに対して、十分な対応が困難になりつつあります。地域の課題やニーズを的確に把握し専門的に地域への密着した活動を行っている公益活動団体が、行政とパートナーとして協働することにより、ニーズに柔軟に対応し満足度の高いサービスを提供することができます。

公共サービスの効率化

財政的厳しさから公共サービスの効率化が求められていますが、公益活動団体との協働によって行政をスリム化すると共に、効率の良い公共サービスが提供できます。

市民自治意識の高まり

公益活動団体が行政との協働を通して公共を担うことは、市民自らが地域社会の課題を解決していこうとする「市民自治」意識の醸成へつながり、さらに仕事として、もしくはボランティアとして市民が公益活動へ参加できる道を開きます。

※平成18年7月に市が実施した「行政との協働に関するアンケート調査」においても、回答した公益活動団体445団体中、80%以上が「行政との協働によって、自団体の活動がより効果的・効率的になると思う」と回答、さらに62%が「行政からの受託により計画作りや具体的な事業実施などの受け皿としての役割を担う意向あり」と答えています。

3 協働の領域

行政による実施が法律で義務付けられている公共サービス及び公益活動団体が独自に行う活動や事業を除いて、協働が可能な領域があります。

次の協働の領域イメージ図で示す中間領域が協働が可能な領域になります。



効果が期待できる領域

公益活動団体の専門性や先駆性が発揮され、その使命と行政目的とが一致するときは、協働による大きな効果が期待できます。

計画段階から協働

協働の効果を高めるためには、事業計画段階からの協働が重要であり、公益活動団体の意欲・専門知識・専門的能力を活かせるような協働の仕組みづくりを検討、計画立案・実施・結果の検証を協働で行うことが望まれます。

領域決定に公益活動団体の知恵を

協働するかどうかの意思決定に、多様な視点と公益活動団体の自発性を採り入れるために、公益活動団体の意見も尊重される必要があります。

4 協働の効果と課題

公益活動団体と行政との協働は以下のように北広島市の価値を高める様々な効果がある一方、課題もいくつか考えられます。

市民にとっての効果

- ・市民ニーズにあったきめ細かな公共サービスが受けられます。
- ・市民自らの意見を行政施策に反映することができます。
- ・多様な知識や経験をもつ市民の社会における活躍の場や機会が広がります。
- ・公益活動団体を通じて協働に関わることで、北広島市への愛着・誇りが高まります。

公益活動団体にとっての効果

- ・協働領域の広がりにより、新たな活動の場が広がります。
- ・対価が得られる協働であれば、財政的基盤が安定し、事業の持続性が高まります。
- ・活動に対する社会的認知度が高まります。
- ・事務・事業の質が高まります。

行政にとっての効果

- ・多様化する市民ニーズに対応でき、公共サービスの質の向上が図られます。
- ・従来の仕事のあり方を見直し、行政の効率化、職員の意識改革を含めた体質改善が図られます。
- ・公共サービスの効率を高め、市民の経済的負担が軽減され、財政基盤が強化されます。
- ・これまで行政が担ってきた「公益」を、公益活動団体と行政がともに担うことができます。

想定される課題

- ・協働は、市民から任された行政の義務と責任を公益活動団体と分け合う事になることから、市民の理解を得ることが不可欠です。行政が単独で行う事業に比べ、その理解を得るために時間と手続がかかる場合があります。
- ・公益活動団体が行政と協働で提供する公共サービスに関して、一定以上の質と量を確保できるかは、公益活動団体の経営の安定性に左右される場合があります。
- ・協働は複数の主体が関わるため、協働に関する義務と責任が不明確になる場合があります。
- ・行政と公益活動団体の力の不均衡が、協働する過程でマイナスに働く場合があります。

II 成果のあがる協働を実現するルール

1 協働の基本原則

自主性・自立性・対等の尊重

公益活動団体と行政とは、互いに組織や意思決定のシステムなどが異なる存在であることを認識し、それぞれが互いの自主性と自立性を尊重するとともに、パートナーとして対等の関係であることを認識して協働を進める必要があります。

目的・目標の共有化

公益活動団体と行政は、地域社会をより良い方向へ導く共通の目的があり、その有効な方法のひとつとして協働があるということを認識する必要があります。そのうえで、何のために協働するのかという目的と、達成すべき目標を共有し、合意形成に努める必要があります。

透明性・公開性の確保

協働の過程及び結果の評価を含めて、情報が公開される必要があるとともに、双方の関係の透明性を保ち、多くの市民の理解のもとで進める必要があります。

2 協働を成功させる条件

公益活動団体が育つ協働

今後の地域社会の公共を担う公益活動団体を育成する視点を持って協働することは、長期的に地域社会へメリットをもたらします。

特性に応じた役割分担

公益活動団体は、地域に密着した活動を通して市民ニーズを的確に把握し、活動分野に関する専門性を有している場合が多く、一方、行政は施策に関する広範な情報や公的資源を有しており、それぞれの特性に応じた役割分担をしながら協働を進めることが望まれます。

リスク負担の明確化

協働を実施する場合、進捗リスク、経済的リスク、公共サービス提供上のリスクなどが考えられます。そのためリスク・マネジメントなどに関して協議し、協定書へ盛り込むことが望まれます。

協定書の締結

公益活動団体と行政は、その協働に関する双方の権利、義務、責任、役割、協働の目的と求められる成果、協働に関わる諸条件、協働の調整に関して、事前に協議し、協定書を作成することが望まれます。

計画段階からの公益活動団体の参加

公益活動団体が力を十分発揮するために、協働の内容次第では計画段階から参加する、もしくは公益活動団体が提案し、協働を行うことが望まれます。

柔軟な協働のための十分なコミュニケーション

状況に応じた柔軟な協働が行えるように、公益活動団体と行政は協働の実施前から終了まで十分なコミュニケーションを取ることが望まれます。

Ⅲ 協働を行う公益活動団体の責務

行政との協働にあたって、公益活動団体は以下各項目の努力をする必要があります。

- ・当然のことながら法令を順守する必要があります。
- ・行政及び市民に対して十分な説明責任を果たす必要があります。
- ・協働による事業を達成できるよう、人材育成、事業遂行能力と専門能力の向上、経営資源の確保、持続可能な経営管理体制の確立などの経営努力をする必要があります。

IV 協働を促進するための方策

行政と公益活動団体の協働を促進する、行政による具体的方策として、次のようなことが考えられます。

1 協働型社会を目指して

活動を支える社会風土の醸成

公益活動団体の活動が促進されるためには、公益活動への市民の理解が深まり、その社会全体に果たす役割の重要性が認識される必要があります。そのために公益活動団体と行政は情報発信を積極的に行い市民の理解を深めるよう努めます。また、公益活動団体と行政は市民が協働の担い手になるよう、公益活動団体への参加促進を図るための市民向け公益活動講座やフォーラムの開催、情報誌発行などの情報発信、人づくりを協働で行います。

協働推進に関わる第三者機関の設置

行政と公益活動団体に関わる協働を中立的な立場で評価、改善提案することなどを目的に、行政は市民公募のメンバーを含む第三者機関「市民協働推進委員会（仮称）」を設置します。

2 公益活動の活性化を目指して

活動の助成

公益活動団体の活動の自立性・自主性を損なうことがないよう配慮しつつ、透明性、客観性を保ちながら活動の発展段階に応じた財政支援やボランティア保険のような環境整備支援を行います。

人材の育成・組織基盤・ネットワークの強化

公益活動団体の活動を活発化させるためには、組織を担う人材の育成や組織運営のマネジメント能力の向上が欠かせません。行政は公益活動団体が発展するために必要な情報提供機関の設置、各種研修の開講、公益活動団体間の交流に関する機会を、行政と公益活動団体の協働により充実させます。

活動の場の確保

活動の拠点が確保されることで、公益活動団体の活動の活性化が図られ、市民への周知、相互の交流が促進されます。行政は、公共施設の柔軟な利用や公益活動センター（仮称）設置によって公益活動団体の交流や日常のミーティング場所の提供、そして備品・機材の貸し出しなど、活動に必要な支援機能の充実を進めます。

3 協働型行政を目指して

情報の提供、情報交換の推進

公益活動団体と行政の協働を進める前提として、情報の共有化は絶対条件です。行政は公益活動に関連する情報の収集と提供を積極的に進めます。また情報を一元的に共有する統合システムを導入します。

行政の領域開放

行政は、行政と公益活動団体がお互いの担うべき領域を固定せず、社会状況の変化などに対応した協働を推進する必要があります。今まで行政だけが担っていた事業においても、行政と公益活動団体と市民の間で相互理解を進めながら、公益活動団体が関わりを持てるように事業の積極的委託、公益活動団体からの協働提案を受け入れるなど行政の領域を開放していきます。

行政の組織改革

公益活動団体との協働にあたって、行政は公益活動団体との定期的な懇談会の開催や共同研修、役所内の専任者の設置など、職員の意識、組織体制、行政手続きに関する改革や事業実施過程の改革を行います。

資料編

- 資料1 北広島市の協働事例（本編中「協働の領域イメージ図」対比）
- 資料2 懇話会設置要綱
- 資料3 懇話会委員構成
- 資料4 懇話会活動状況

■ 北広島市の協働事例〈1〉

「地域の IT 格差をなくせ」 【特定非営利活動法人北広島 IT ネットワーク】



	受託事業	共催事業	後援事業	独自事業
活動の性格	<ul style="list-style-type: none"> ・市が委託契約し実施している事業 ・市が企画立案した事業を同法人が内容を具体化し実施している ・市が事業の成果(評価と収入)を得ている 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が共催の承認をした講習 ・同法人が主体的に企画、市へ提案し、実施している ・委託事業を補完する役割となっている ・同法人が事業の成果(評価と収入)を得ている 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が後援の承認をした事業 ・同法人が企画立案実施しているが、活動の重要性から後援した事業 ・市がこの分野の人材育成に関し促進する役割を担った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の関わりが無い事業 ・同法人が独自に企画・実施している事業 ・パソコンの生涯学習的活動 ・共催事業から外れている「情報発信」などの事業
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象とした「パソコンの基本操作を体系的に行う講習」 ・市民のIT活動拠点である「ITステーション」の運営管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを対象とした「パソコンの解体と組立」などの講習 ・成人を対象とした「パソコンの基本操作講習」や「年賀状作成講習」など 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルデバイド解消活動をしている近郊の団体との技術研修交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が集まり(会員)主体的に行うサロンのパソコン講習 ・井戸端会議のパソコン版 ・団体などへのホームページ開設支援
活動名称	<ul style="list-style-type: none"> ・市民IT講習 ・ITステーション管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもITランド ・ITネットワーク講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民IT研修交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員講習 ・ホームページの開設支援



■ 北広島市の協働事例〈2〉

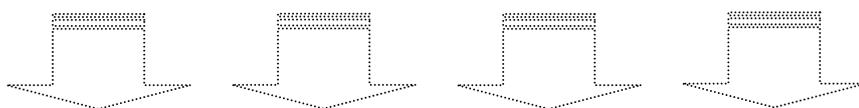
「コミュニティ活性化による地域と行政の協働」 【共栄町内会】



	受託事業	共催事業	後援事業	独自事業
活動の性格		1. 健康と福祉の増進、地域の交流推進事業 2. 快適で安全な暮らしを守る事業 3. 住み良い環境づくり事業	1. 住み良い環境づくり事業	1. 会員相互の親睦と連帯を図る事業 2. 住み良い環境づくり事業 3. 快適で安全な暮らしを守る事業 4. 町内会内団体の活動支援事業
活動内容		1. 様々な能力と経験者による公園・パークゴルフ場のメンテナンス・技術指導 (市は公園清掃報償金・地域福祉ボランティア助成金交付) 2. 街路灯の設置及び維持管理 (市は街路灯補助金交付) 3-①市道植樹樹・公園花壇に花苗植栽による緑化推進活動 (市は原材料提供) 3-②ゴミの減量化・資源化活動 (市から資源回収奨励金交付)	1. 各家庭周辺道路・公園のゴミ拾いによる環境美化活動 (市は一斉清掃の周知)	1-①毎夏恒例行事で全会員を対象に町内会役員などが手作りの催し物やパークゴルフ大会表彰式も兼ねる親睦・連帯活動 1-②毎秋恒例行事で満73歳以上の会員を対象とした敬老活動 2. ゴミステーションの管理 3. 「見守隊」による巡視、防犯看板の作成設置など 4. 子どもの健全育成と健康と福祉の増進支援活動
活動名称		1. 共栄町パークゴルフコミュニティ活動・技術講習会 2. 街路灯新設・修繕・維持 3-①花いっぱい運動 3-②古紙など廃品回収協力	1. 春秋一斉清掃	1-①共栄祭・子ども盆踊り 1-②ふれあい敬老会 2. ゴミネット購入など 3. 防犯活動 4. 子ども会・老人クラブ「松寿会」などへの交付金

■ 北広島市の協働事例〈3〉

【特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ どんぐり】



	受託事業	共催事業	後援事業	独自事業
活動の性格	<ul style="list-style-type: none"> 市と委託契約し実施している事業 市の福祉施策を受託し運営 		<ul style="list-style-type: none"> 市が後援の承認をした事業 	<ul style="list-style-type: none"> 法人独自の事業
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> おたっしや塾の運営 特定高齢者を対象とした市の介護予防事業 		<ul style="list-style-type: none"> 高齢福祉に関する映画上映会 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業 (訪問介護・通所介護) 障がい福祉サービス事業 たすけあい事業 (チケット制自立支援事業)

市の役割	NPOの役割
<ul style="list-style-type: none"> 市民への周知・・・広報きたひろしま「高齢者サービスガイド」 利用者の受付窓口・・・対象者の判定 変化のあった利用者の訪問など調査必要に応じてサービスの転換 事業の評価 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業の企画・運営 活動内容の立案・活動支援 高齢者支援課と予防プログラムの検討 利用者の状態把握、相談を受ける 変化は高齢者支援課保健師に報告 事業の報告

■ 北広島市協働推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、北広島市公益活動団体との協働指針（以下「指針」という。）を策定するため、北広島市協働推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指針素案の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員10名以内で組織する。

(委員)

第4条 懇話会は、次に掲げるものをもって構成し、委員は市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者委員2名
- (2) 特例非営利活動法人委員3名
- (3) 市民公募委員5名

2 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了した時までとする。

3 委員長及び副委員長

- (1) 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。
- (2) 委員長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会の会議は、概ね1ヶ月に1回開催する。

(協力の要請)

第6条 委員長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者に対し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、市民部市民協働推進課に置く。

(経費)

第8条 懇話会の運営に要する経費については、市が負担するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、委員長が懇話会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

■ 懇話会委員構成

□ 委員10名（学識経験者委員2名、特定非営利活動法人委員3名、市民公募委員5名）

No.	委員区分	氏名	所属・活動等
1	学識経験者委員（委員長）	河西 邦人	札幌学院大学商学部兼大学院地域社会マネジメント研究科教授
2	市民公募委員（副委員長）	小山田慶次	エルフィンロードクラブ会長、北広島美術協会会長、稲穂町西4・6丁目町内会長
3	学識経験者委員	新田 雅子	札幌学院大学人文学部専任講師（老人福祉論、社会保障論等）
4	特定非営利活動法人委員 （平成19年6月まで）	畑中 正敏	NPO法人チャレンジポート「あゆみ」理事長
5	特定非営利活動法人委員	酒井 正汎	NPO法人北広島ITネットワーク理事長
6	特定非営利活動法人委員	田邊 優子	NPO法人たすけあいワーカーズどんぐり代表
7	市民公募委員	中林 彰	北広島時習学園事務局長（ボランティア）、男も料理をつくる会運営委員（ボランティア）、健康づくり推進員
8	市民公募委員	鎌崎 信一	市民参加条例策定市民委員会委員
9	市民公募委員	大西登志子	ガイドヘルパーの会「アイ」（ボランティア）
10	市民公募委員	古澤菜穂子	北広島市母子保健推進員、子どもの育ちを考える会フオーリーフ（ボランティア）

（※所属・活動等は委員就任時、敬称略）

■ 懇話会活動状況

全体会議	開催日時・場所	主な内容
第1回	平成18年10月30日(月) 19:00~20:50 市役所本庁舎2階会議室	・協働推進懇話会の運営について ・次回以降の懇話会日程について ・講演「協働で地域を豊かにしよう！」河西委員長
第2回	平成18年11月27日(月) 18:30~20:40 市役所本庁舎2階会議室	・北広島市協働推進会議提案書について ・今後の懇話会の進め方について
第3回	平成18年12月20日(水) 18:30~20:50 市役所本庁舎2階会議室	・協働のイメージをメンバーで共有 ・提案書に基づく意見交換
第4回	平成19年1月17日(水) 18:00~20:00 市役所本庁舎2階会議室	・公益活動団体と行政の協働の基本的な考え方
第5回	平成19年2月21日(水) 18:30~20:30 市役所本庁舎2階会議室	・協働を実現するにあたって順守されるべき基本的なルール
第6回	平成19年3月22日(木) 18:30~20:30 市役所本庁舎2階会議室	・協働を促進するための方策について
第7回	平成19年4月18日(水) 18:30~20:30 市役所本庁舎2階会議室	・中間報告素案について ・協働シンポジウムについて
第8回	平成19年5月16日(水) 18:30~20:30 市役所本庁舎2階会議室	・協働シンポジウムについて ・中間報告の検討について
第9回	平成19年6月20日(水) 18:30~20:30 市役所本庁舎2階会議室	・協働シンポジウムについて ・中間報告の検討について
第10回	平成19年7月18日(水) 18:30~20:30 市役所本庁舎2階会議室	・中間報告の検討について
第11回	平成19年7月25日(水) 18:30~20:50 芸術文化ホール2階活動室3	・中間報告の検討について ・新規項目提案 ・最終報告に向けて
第12回	平成19年8月22日(水) 18:30~20:50 市役所本庁舎2階会議室	・協働シンポジウムについて ・最終報告に向けて
第13回	平成19年10月10日(水) 18:30~20:50 市役所本庁舎2階会議室	・協働シンポジウムについて ・最終報告に向けて
第14回	平成19年11月21日(水) 18:30~20:50 市役所本庁舎2階会議室	・協働シンポジウム開催報告 ・最終報告に向けて
第15回	平成19年12月19日(水) 18:30~ 芸術文化ホール2階活動室3	・提言書案について

ワーキンググループ	開催日時・場所	主な内容
シンポジウム部会 第1回	平成19年7月17日(火) 市役所第2庁舎2階会議室	・シンポジウム開催要領について
シンポジウム部会 第2回	平成19年8月8日(水) 市役所第2庁舎2階会議室	・シンポジウム開催要領について ・基調講演者、パネリスト、パネル展、アンケートなど
シンポジウム部会 第3回	平成19年9月19日(水) 市役所第2庁舎2階会議室	・ポスター、開催案内について ・当日のプログラム・役割分担など
原々案検討部会 第1回	平成19年9月11日(火) 市役所第2庁舎2階会議室	・最終報告に向け基本的な考え方についてフォーマット作成
原々案検討部会 第2回	平成19年10月2日(火) 市役所第2庁舎2階会議室	・フォーマットに従い各メンバー案を一本化 ・注釈が必要な用語の抽出
シンポジウム	開催日時・場所	主な内容
協働でまちづくり ～市民シンポジウム inきたひろしま～	平成19年10月27日(土) 14:00～16:30 ふれあひ学習センター「夢プラザ」	・講演「いま求められる新たなまちづくりの実践」 ・事例発表 ・パネルディスカッション「協働でまちづくり」 ・協働パネル展

参加者120名

